

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。）

2 申請年月日

平成 26 年 7 月 24 日

3 実施時期

認可後、NTT 東西の準備が整い次第実施。

4 概要

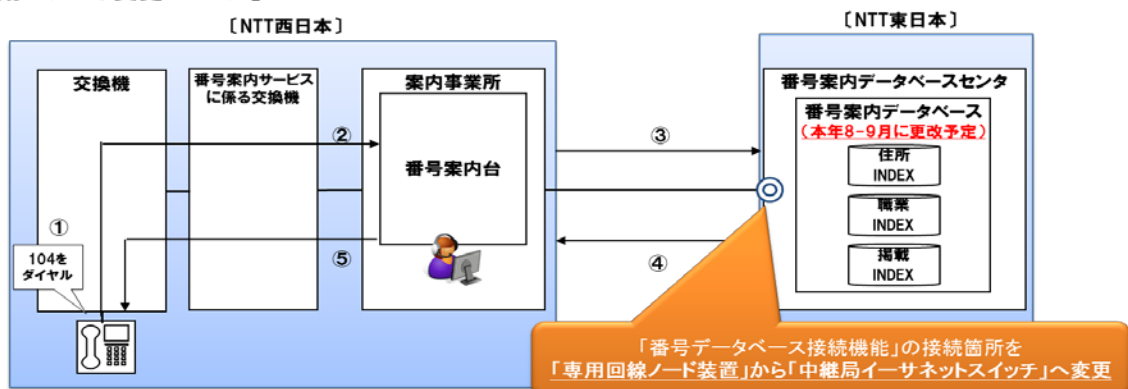
現行の接続約款では、NTT 東西が番号案内サービスの提供時に利用する「番号案内データベース」(*)について、当該番号案内データベースと番号案内台を接続する機能として、「番号データベース接続機能」が規定されている。(接続は NTT 東西間のみ。)

今般、NTT 東西は、番号案内データベースの更改に伴い、番号案内データベースと番号案内台の接続箇所を、接続約款において規定されている「専用回線ノード装置」から「中継局イーサネットスイッチ」へ変更予定である。(下図参照)

本件は、これらの状況を踏まえ、NTT 東西が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

※ 契約者情報（住所及び職業等）を收容するために、NTT 東西が設置しているデータベース。

【本件申請における変更イメージ】 ※NTT 西日本がNTT 東日本の番号案内データベースを利用する場合



(参考) 番号案内サービスの処理手順フロー

- ① NTT 西日本エリアのユーザが電話端末等を用いて104をダイヤルする。
- ② 番号案内サービスに係る交換機は、NTT 西日本の番号案内台に対して、ユーザが番号案内サービス(104)へ発信した呼を着信させる。
- ③ NTT 西日本の番号案内台は、NTT 東日本の番号案内データベースに対して、オペレータにより入力された検索条件(個人・企業名、住所等)の情報を送信する。
- ④ NTT 東日本の番号案内データベースは、オペレータにより入力された検索条件の情報を基に、該当の電話番号等を検索する。その後、番号案内台に対して、検索結果を送信する。
- ⑤ NTT 西日本の番号案内台は、番号案内サービスに係る交換機に対して、オペレータによる自動音声回答指示を送信する。当該交換機は、ユーザに対して、該当の電話番号を音声ガイダンスにて案内する。

5 主な変更内容

(1) 接続箇所の変更

「番号データベース接続機能」の接続箇所を、「専用回線ノード装置」から「中継局イーサネットスイッチ」へ変更。

(2) 技術的条件集の変更

ア 上記(1)に伴い、準用する接続インターフェース仕様を、「専用回線ノード装置インターフェース仕様」(別表 11.9)から、「中継局イーサネットスイッチ接続インターフェース仕様」(別表 38)へ変更。

イ 番号案内を行うオペレータの利便性向上の観点から、検索機能を見直すため、データフォーマットを変更。

6 諮問を要しない理由

本件は、「番号データベース接続機能」の接続箇所を、専用回線ノード装置から中継局イーサネットスイッチへ変更するものであるが、当該接続機能は、従来から、NTT 東西間でのみ利用されているため、当該変更により、他の接続事業者に対して、接続料及び接続条件に関する特段の不利益が生じないこと、また本件は、新たな技術を導入するものではなく、既存のインターフェース仕様に関し準用先を変えるものに過ぎないものであることから、法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。